

随意契約理由書

| | |
|-------------|---------------------------|
| 件 名 | 三宮駅他昇降機設備管理業務 |
| 契 約 の 相 手 方 | 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社 |
| 根 拠 法 令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当 |

随意契約の理由

本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線に設置されている昇降機設備の定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。

昇降機設備の定期的な保守点検、検査は建築基準法で定められており、機器の性能及び安全性を確保し、人身事故等の事故を未然に防ぐためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。

よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーしか本業務を行う事はできないが、三菱電機(株)は保守業務を行っていないため、同社のメンテナンス部門である上記業者と随意契約を行う。

| | | |
|------------------------|----------------|------------------|
| 担 当 部 署 (問 合 せ 先) | 交通局高速鉄道部施設課設備係 | (電話番号 内線 6604) |
|------------------------|----------------|------------------|